

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(九九・人事課).....	4
一般職の職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例(一〇〇・人事課).....	4
知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(一〇一・人事課).....	18
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(一〇二・教育庁総務課).....	19
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(一〇三・教育庁総務課).....	25

この号で公布された
条例のあらまし

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九号)

- 1 県議会議員の十二月に支給する期末手当の支給割合を二〇〇分の一七五(現行一〇〇分の一七〇)に引き上げることとした。(第一条の二関係)
- 2 この条例は、平成一七年二月一日から施行することとした。

一般職の職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇〇号)

- 1 一般職の職員との給与に関する条例(昭和二八年秋田県条例第二号)の一部改正(第一条及び第二条による改正)
- (一) 全給料表の全給料月額を引き下げることとした。(別表第一、別表第六関係)
- (二) 初任給調整手当の支給月額の限度額を次のとおり引き下げることとした。(第九条の二関係)

職員の区分	改正前	改正後
医療職(一)の医師等	三〇七、九〇〇円	三〇六、九〇〇円
医療職(一)以外の医師等	五〇、二〇〇円	五〇、〇〇〇円

- (三) 配偶者に係る扶養手当の支給月額を一三、〇〇〇円(現行一三、五〇〇円)に引き下げることとした。(第一〇条関係)
- (四) 秋田県立大学の学長の十二月に支給する期末手当の支給割合を一〇〇分の一七五(現行一〇〇分の一七〇)に引き上げることとした。(第二条関係)
- (五) 一二月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げることとした。(第二条関係)

再任用職員	職員の区分	改正前	改正後
職員	特定幹部職員以外の職員	一〇〇分の七〇	一〇〇分の七五

再任用職員	再任用職員 特定幹部職員 職員	特定幹部職員 職員	再任用職員 特定幹部職員
	特定幹部職員 職員	特定幹部職員 職員	再任用職員 特定幹部職員
	特定幹部職員 職員	特定幹部職員 職員	再任用職員 特定幹部職員

(六) 再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定することとした。(第二三条関係)

支給月	職員の区分	改正前	改正後
六月	特定幹部職員以外の職員	一〇〇分の七〇	一〇〇分の七二・五
	特定幹部職員	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九二・五
一二月	特定幹部職員以外の職員	一〇〇分の七五	一〇〇分の七二・五
	特定幹部職員	一〇〇分の九五	一〇〇分の九二・五

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二二年秋田県条例第一五二号)の一部改正(第三三条による改正)

(一) 全給料表の全給料月額を引き下げることとした。(第五五条関係)

一 一二月に支給する期末手当の支給割合を一〇〇分の一七五(現行一〇〇分の一七〇)に引き上げることとした。(第六六条関係)

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成一四四年秋田県条例第六九号)の一部改正(第四四条による改正)

(一) 特定任期付職員に適用する給料表の全給料月額を引き下げることとした。(第七七条関係)

(二) 特定任期付職員の一二月に支給する期末手当の支給割合を一〇〇分の一七五(現行一〇〇分の一七〇)に引き上げることとした。(第八八条関係)

4 その他

(一) この条例は、平成一七年二月一日から施行することとした。ただし、1(六)は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

知事等の給とおよび旅費に關する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇一〇号)

1 知事等の一二月に支給する期末手当の支給割合を一〇〇分の一七五(現行一〇〇分の一七〇)に引き上げることとした。(第八八条関係)

2 この条例は、平成一七年二月一日から施行することとした。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇二二号)

1 全給料表の全給料月額を引き下げることとした。(別表第一、別表第三関係)

2 配偶者に係る扶養手当の支給月額を一三、〇〇〇円(現行一三、五〇〇円)に引き下げることとした。(第一四四条関係)

3 一二月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げることとした。(第二二三条関係)

職員の区分	改正前	改正後
再任用職員以外の職員	一〇〇分の七〇	一〇〇分の七五
再任用職員	一〇〇分の三五	一〇〇分の四〇

4 再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定することとした。(第二二三条関係)

支給月	改正前	改正後
六月	一〇〇分の七〇	一〇〇分の七二・五
一二月	一〇〇分の七五	一〇〇分の七二・五

5 その他

(一) この条例は、平成一七年二月一日から施行することとした。ただし、4は、平成一八年四月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇三号)

1 一二月に支給する期末手当の支給割合を一〇〇分の一七五(現行一〇〇分の一七〇)に引き上げることとした。(第二条関係)

2 この条例は、平成一七年二月一日から施行することとした。

条 例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第九十九号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 平成十七年十二月に支給する期末手当については、一般職の職員の給与に関する条例等(平成十七年秋田県条例第百号)附則第八項及び第九項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第百号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条の三中「五級」を「四級」に改める。

第九条の二第一項第一号中「三十万七千九百円」を「三十万六千九百円」に改め、同項第二号中「五万二百円」を「五万円」に改める。

第十条第二項中「の各号」を削り、同条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に改める。

第二十一条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二十二條第二項第一号中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の四十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)」を加える。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
再任用 職員以 外の職 員	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900					
	24			301,100	354,100	375,300	415,300					
	25			303,000	356,500	377,800						
	26			304,800	358,700	380,400						
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
	31			314,400								
	32			316,200								
再任用 職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第23条の5から第23条の7まで及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第二 (第四条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	230,300	266,200	285,500	305,100	326,000	356,300	390,700
	2	156,200	171,500	197,900	238,100	275,200	294,800	314,900	336,100	366,500	402,500
	3	162,800	178,700	205,900	246,800	284,300	304,200	324,800	346,100	376,500	414,400
	4	169,900	187,800	214,000	255,800	293,400	313,900	334,900	356,300	386,500	425,500
	5	176,800	197,700	221,300	264,900	302,600	323,800	344,900	366,500	396,500	435,900
	6	185,300	205,000	228,700	273,800	311,500	333,800	354,700	376,500	406,100	445,400
	7	195,000	212,400	235,900	282,800	320,200	343,700	364,500	386,300	415,800	454,900
	8	202,300	219,500	243,300	291,900	328,900	353,500	374,200	396,100	425,400	463,600
	9	209,600	226,200	251,400	301,000	337,600	363,100	383,800	405,600	434,900	472,500
	10	216,700	233,200	259,300	309,300	346,200	372,500	393,400	415,100	444,000	480,800
	11	223,400	240,900	267,300	317,600	354,100	381,900	402,900	424,600	452,500	489,300
	12	230,400	247,800	275,300	325,800	362,000	391,300	412,300	434,000	460,700	497,800
	13	237,800	255,600	283,200	334,000	369,700	400,600	421,700	442,700	469,000	506,400
	14	244,700	263,500	290,900	341,900	377,300	409,900	428,400	450,700	477,100	513,600
	15	252,500	271,300	298,600	348,800	384,900	418,500	434,800	458,000	485,100	517,800
	16	260,400	278,900	306,700	356,200	391,800	424,100	440,200	464,300	489,100	
	17	267,700	286,000	314,900	363,700	398,700	429,600	444,500	468,300	493,100	
	18	274,500	293,000	323,100	371,300	404,400	433,800	448,600	472,100	497,000	
	19	280,700	299,800	331,000	378,800	409,800	437,300	452,100	476,100		
	20	287,200	306,400	337,900	385,900	413,400	440,500	455,500	479,800		
	21	293,600	313,100	345,300	392,800	416,400	443,900	458,800	483,400		
	22	299,600	319,500	353,000	398,400	419,400	447,200	462,300			
	23	305,900	325,700	360,600	404,200	422,400	450,500				
	24	311,800	332,100	368,100	407,700	425,600	453,900				
	25	317,400	338,400	375,100	410,700	428,300					
	26	323,200	344,800	381,900	413,600	431,300					
	27	328,800	350,800	387,800	416,600						
	28	333,700	356,200	393,600	419,800						
	29	337,200	360,800	397,100	422,600						
	30	340,800	365,200	400,000	425,400						
	31	344,600	369,700	402,900							
	32	348,400	372,200	405,800							
	33	350,700	374,800	409,000							
	34		377,300	411,800							
	35		379,900	414,500							
36		382,400									
再任用 職員		242,100	252,300	261,400	275,600	303,800	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 (第四条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	249,600	299,800	327,300
	2	160,900	213,700	258,300	313,200	338,500
	3	170,200	222,000	267,300	325,900	349,700
	4	179,600	230,500	277,300	336,900	360,800
	5	189,300	238,100	290,700	348,000	371,900
	6	199,500	245,700	304,000	359,000	382,700
	7	210,100	253,100	316,600	370,000	396,400
	8	216,400	260,000	325,000	380,800	410,000
	9	222,500	267,600	333,400	391,400	423,100
	10	227,000	274,800	341,700	402,000	432,300
	11	230,600	281,800	349,400	412,500	440,900
	12	234,300	287,800	356,900	420,800	449,200
再任用 職員以 外の職 員	13	237,900	293,500	364,200	427,600	457,200
	14	241,700	299,200	371,000	434,300	463,600
	15	244,900	303,700	377,800	440,900	468,500
	16	248,100	308,200	384,100	445,200	472,500
	17	251,300	312,400	390,000	448,300	476,300
	18	254,400	315,400	392,900	451,600	480,000
	19	256,200	318,300	395,800	455,000	483,800
	20			398,300	458,300	487,400
	21			401,200	461,700	491,000
	22			403,900	465,100	494,600
	23			406,800	468,400	498,300
	24			409,600	471,700	
	25			412,500	475,200	
	26			415,600		
	27			418,500		
再任用 職員		219,600	249,800	288,300	339,900	365,900

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第四条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(-)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	251,900	284,800	364,700
	2	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	332,200	411,700	446,100	528,200
再任用 職員以 外の職 員	16	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	381,600	457,300	495,400	
	25	384,500	460,400	498,700	
	26	387,200	463,400	502,000	
	27	390,100	466,500		
	28	392,800	469,500		
	29	395,600			
	30	398,200			
		31	401,000		
	32	403,700			
	33	406,600			
	34	409,400			
	特				1,065,000
再任用 職員		287,200	303,200	335,300	416,400

備考 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の4級特号給は、秋田県立大学の学長に適用する。

ロ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	—	310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
再任用 職員以 外の職 員	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900			
	35	350,900			
	36	352,700			
	37	354,400			
	38	356,100			
	39	358,300			
	40	360,300			
再任用 職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考 1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。